

石川県土木工事特記仕様書〔共通編〕

当該工事の対象は、○印の項目とする。

令和8年4月1日適用

対象

- 1 検査指定材料 —(約款第13条第2項)—
- 2 見本資料指定材料 (共通仕様書第2編第1章第2節第4項)
- 3 資料指定工種 —(共通仕様書3-1-1-3第2項)—
- 4 段階確認指定工種 (共通仕様書3-1-1-3第6項)
- 5 立会い指定材料及び工種 —(約款第14条第1項及び2項)—
- 6 中間検査 —(共通仕様書1-1-1-24第8項)—
- 7 安全管理
- 8 施工条件明示
- 9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実績表（共通仕様書1-1-1-20）
- 10 使用機械
- 11 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表(マニフェスト)制度
—(共通仕様書1-1-1-20第2項)—
- 12 コンクリート構造物の品質確保
- 13 電子納品・情報共有システムの対象
- 14 工事における創意工夫等の実施状況や総合評価方式における技術提案の履行状況
- 15 建設リサイクル法の対象
- 16 自主施工工事の対象
- 17 ICT施工工事の対象
- 18 いしかわ週休2日工事の対象 発注方式：【発注者指定型（現場閉所）】
- 19 余裕期間制度（フレックス方式）試行工事の対象
- 20 ウィークリースタンス等の推進
- 21 その他
- 22 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」および、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の対象工事
※運用基準は県のHP「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kijyun.html>」を参照
- 23 災害復旧工事における現場環境改善費及び快適トイレの対象
※運用基準は県のHP「https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/r7/genbakannkyoukaizen_saigai.html」を参照

- ・本工事は、本特記仕様書〔共通編〕および「石川県土木工事共通仕様書」により施工すること。
- ・作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「石川県土木工事様式」及び「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

2 見本資料指定材料（共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

JISマーク表示品については、製品にJISマークが表示されていることが分かる写真等を監督員に提示することで、見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。

区 分	印	見本又は資料提出の対象となる材料
1. 見 本		(1) 塗 料 (鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、 落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装)
		(2) 捨 石 (港湾、海岸及び河川)
		(3) そ の 他 ()
2. 資 料 (検査指定材料以外のもの)	○	(1) コンクリート二次製品 (大型ブロック)
		(2) 形 鋼 類 ()
	○	(3) リサイクル製品 (再生砕石)
		(4) リサイクル認定製品 ()
		(5) そ の 他 ()
3. その他の材料	○	(1) レディーミクストコンクリート (共通仕様書1-3-3-2) JISマーク表示認証製品を製造していない工場で製造する場合は、 配合計画書及び基礎資料を提出 ※上記以外は、省略可
	○	(2) アスファルト混合物 (次のうちいずれかを提出すること) ・アスファルト混合物事前審査認定書 (写) ・配合設計・試験練り結果報告書 ・実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 (小規模工事：500t未満あるいは2,000㎡未満)

(注) 指定材料は、○印とする。

3 資料指定工種（共通仕様書3-1-1-3第2項）

区 分	印	資料事前提出の対象となる工種
1. 資料の事前提出		(1) トンネル (両坑口間の基準点、中心線測量結果)
		(2) P C 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(3) 鋼 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(4) 道路維持 (路面切削計画図)
		(5) 薬液注入 (事前調査)
2. そ の 他		

(注) 指定工種は、○印とする。

4 段階確認指定工種 (共通仕様書3-1-1-3第6項)

道路編

印	工種・個所	項目	確認時期	摘要
○	工事測量	位置	設定時	仮B・M、中心線等
	床掘	土質変化	確認時	重要構造物に影響するもの
	埋戻		開始時	各工種共通 (重要構造物のみ)
	路床、路体盛土	出来形	完了時	路盤を連続して施工する場合
	路床盛土、下層路盤	プルフローリング実施状況	プルフローリング実施時	
	基礎杭工	出来形	打止め完了時	
	鉄筋	〃	組立て完了時	
○	擁壁工	〃	埋戻前	H=1.0m以上3.5m未満
	道路横断構造物	〃	埋戻前	中間検査対象以外のもの
	法面整形工	〃	完了時	法覆工を連続して施工する場合
	法枠・法面緑化工	土質変化	整形完了時	
	鋼橋	トルク値	ボルト本締め時	
	P C 桁	緊張力	P C 鋼材緊張時	
	P C 鋼材の配置	出来形	組立て完了時	
	橋梁補修工	出来形	削孔完了時	
	トンネル覆工	出来形	ロックボルト挿入時	延長50m未満(鉄筋及び埋め込まれる支保材料の組立完了後)
	アンカー工	〃	アンカー材挿入時	
	舗装工	〃	基層完了時	二層仕上の場合

(注) 確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

7 安全管理

- 1 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。
- 2 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。
- 3 受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員1名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) この工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) この工事における災害対策訓練
- (5) この工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく1回、及びその後6ヶ月に1回の避難訓練を実施するものとする。

5 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

6 安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

7 安全のための適切な臨機の措置

- (1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
- (3) 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8 施工条件明示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けること
ので留意すること。

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
I 工 程 該 当	1 関連する別途発注工事あり ア 工 事 名：（ ） イ 入 札 予 定：（ ） ウ 制 約 工 種：（ ） エ 施 工 可 能 工 種：（ ） オ そ の 他：（ ）	
	2 他機関協議による工程条件あり ア 工 種：（ ） イ 期 間：（ 年 月 ～ 年 月 ） ウ 協 議 機 関 名：（ ） エ 協 議 内 容：（ ）	
	3 その他条件（ ）	
II 用 地 該 当	1 補償物件撤去まで着工制限あり 対象物件：建 物（ ）撤去予定（ 年 月 ） ： 工 作 物（ ）撤去予定（ 年 月 ） ： 立 木（ ）伐採予定（ 年 月 ） ： そ の 他（ ）撤去予定（ 年 月 ）	ア 着工予定（ 年 月 ） イ 区間（ No. ～ No. ）
	2 その他条件（ ）	
III 公害対策 該 当	1 施工法の制限あり（条件及び位置については別紙及び位置図参照） ア 騒音 イ 振動 ウ 水質 エ 大気 オ その他（ ） 必要対策：工場（ ） 井戸等（ ） ： 学 校（ ） その他（ ） ： 病 院（ ）	
	2 その他条件（ ）	
IV 安全対策 該 当	1 鉄道等の近接作業制限あり	ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり ウ 列車見張員（配置人員：1日 名、延べ 名）
	2 発破作業制限あり	ア 防護工指定あり イ 作業時間制限あり
	対策対象物（ ）	
	3 交通誘導員 配置人員	交通誘導警備員A：1日 名、延べ 名 交通誘導警備員B：1日 名、延べ 名
	※上記交通誘導警備員Aについては、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合の交通誘導検定警備員である。	
	4 土石流発生のおそれがある 溪流あり	ア 監視体制の強化が必要 イ その他（ ）
5 夜間作業あり（ ）		
6 その他条件（ ）		

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
V 工事用道路 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">該 当</div>	1 一般道路（搬入路）の使用制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は 共通仕様書1-1-1-34による。	ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 W= m (最低総幅員)
	4 その他条件 ()	
VI 仮 設 備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">該 当</div>	1 仮設構造物の転用 ()	
	2 仮設構造物の兼用 ()	
	3 その他条件 ()	
VII 建設発生土, 補足土, 産業廃棄物 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">該 当</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div>	受注者は、下記によらず施工する場合は、監督員と協議すること。	
	1 建設発生土	ア 名 称 () イ 所在地 () ウ 引渡し条件 ()
	2 補足土	ア 名 称 () イ 所在地 () ウ 引渡し条件 ()
	3 産業廃棄物	ア コンクリート塊 (処分施設: (株) 小林重機) イ アスファルト塊 (処分施設:) ウ 木くず (処分施設:) エ その他 (処分施設:)
	4 その他条件 ()	
VIII 工事支障物件 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">該 当</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div>	受注者は、共通仕様書1-1-1-28に基づき、現場着手時に地下埋設物等の事前調査を行うこと	
	1 占用支障物件 ア 電気（電柱、支線、架空線） 移転日 (月 日) イ 電話（地下、電柱、架空線） 移転日 (月 日) ウ 水道（本管、給水管） 移転日 (月 日) エ ガス（本管、引込管） 移転日 (月 日) オ その他 () 移転日 (月 日)	
2 その他条件 (占用物件 (水道管あり))		

9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実施書 (共通仕様書1-1-1-20)

1 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。

(1) 土砂の搬入量が100m³以上の工事。

(2) 砕石の搬入量が250 t 以上の工事。

(3) 加熱アスファルト混合物の搬入量が100 t 以上の工事。

2 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用促進実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。

(1) 建設発生土の搬出量が100m³以上の工事。

(2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の重量が100 t 以上の工事。

(3) その他、建設リサイクル法の対象となる工事

3 上記2の「再生資材利用促進実施書」をもって、建設リサイクル法第18条の発注者への報告を兼ねるものとする。

4 上記1および2の作成は、最新の建設副産物情報交換システムまたは国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式（エクセル様式）によるものとし、電子データで提出するものとする。電子データの提出方法は、建設副産物情報交換システム使用の場合はPDFファイルで、エクセルの使用の場合はエクセルファイルとする。

※平成30年度よりCREDAS入力システムでの提出は不可とする。

なお、再生資源利用（促進）計画書・実施書及び現場掲示用の様式は、下記の石川県土木部監理課技術管理室のHPに掲載する様式－4、5を参照すること。

石川県土木部監理課技術管理室ホームページ（土木工事様式）：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/sinsinyousiki.html>

10 使用機械

1. 本工事において、工事の施工にあたり石川県土木工事共通仕様書1-1-1-34第6項の表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 表1-1-1）

機 種	備 考
<p>一般工事中建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。</p> <p>油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

2. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等
- 1) 施工計画書への記載
- 施工計画書の指定機械項目に
- ①機械名、 ②メーカー名、 ③形式名、 ④台数等を明記すること。

12 コンクリート構造物の品質確保

1. スペーサーについて

鉄筋コンクリートに関して、スペーサーの設置箇所及び数量は、構造物の側面については原則 1m^2 につき2個以上、構造物の底面については 1m^2 あたり4個以上設置すること。

また、型枠と接するスペーサーの強度については、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル製あるいはコンクリート製のものを使用すること。

2. コンクリートの打設計画について

コンクリートの打設作業に際しては、気温、打設高さ等の施工条件に応じた適切な施工方法を選定し、打設計画を施工計画書に記載すること。

3. 水セメント比の規定

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させる観点から、レディーミクストコンクリート配合設計の水セメント比を鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

※なお、港湾構造物についてはこの水セメント比の規程は使用しないものとする。

4. レディーミクストコンクリートの品質確認について

1) 現場において、単位水量の確認を行うこと。

・確認時点… 現場での荷下ろし時点(コンクリートミキサー車のホッパーから採取)で行うこと。

・頻度… 1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m^3 以上の場合、2回/日(午前1回・午後1回)または重要構造物では構造物の重要度に応じて $100\text{m}^3\sim 150\text{m}^3$ ごとに1回。その他、監督員から指示があった場合。

・試験方法… 「単位水量測定要領」によること。測定結果は監督員に提出すること。

2) コンクリートの圧縮強度試験について

・測定基準… 土木工事施工管理基準の規定による。

・立会い… 公的機関で試験を実施する場合に限り、試験結果の提出をもって足りることとし、監督員の試験時の立会いを要しないものとする。(公的機関とは国公立学校試験室とするが、石川県生コンクリート工業組合県南・県北共同試験場については、公的機関と同等とみなすものとする。)

やむを得ず公的機関以外(生コンクリート会社等)で試験を実施する場合は、監督員等の立会いのうえ試験をするものとする。また、試験成績書には立会者の確認印かサインをすること。

5. 土木コンクリート構造物の品質確認について

1) テストハンマーによる強度試験を実施すること。

水セメント比の低下に伴い、水和熱量が増加するため、品質確保上十分な養生が必要となることから、築造された土木コンクリート構造物の品質が確保されているか確認するためにテストハンマーによる強度試験を行うこと。

・適用範囲… 強度推定調査の対象工種は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(但しプレキャスト製品は除く。)、内空断面が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(但しPCは除く。)、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門とする。

・調査頻度… 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物単位とし、各単位につき3箇所を調査を実施すること。
調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施すること。

・確認時点… 材齢28~91日間に反発度を測定し、強度を推定すること。

・試験方法… 土木学会基準「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」に基づき行い、強度への換算式は日本材料学会「シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定方法(案)」を用いること。また、テストハンマーによる強度推定調査の注意点については「テストハンマーによる強度推定調査の6つのポイント」

(<https://www.pwri.go.jp/jpn/results/offer/testhammer/testhammer.pdf>)を参照すること。試験結果は監督員に提出すること。

2) 型枠及び支保工の取り外しは十分な強度を確保してからとする。

水セメント比の規定に伴い水和熱量抑制の観点から、高炉セメントB種を用いているが、短期強度の発現が遅いため、型枠等の取り外し時期については、コンクリート標準示方書施工編に記載されている型枠取り外しに必要な強度を確保した上で行うこと。

13 電子納品・情報共有システムの対象

本工事は、電子納品及び情報共有システムの対象工事である。

(電子納品について)

- 1 工事完成図書を電子データで納品する時の各種基準は、国土交通省並びに農林水産省の各種電子納品要領等及び石川県電子納品ガイドライン等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成するものとする。
- 2 実施内容は以下のとおりとする。
 - 1) 別紙に示す工事関係書類の最終成果を、CD-RまたはDVD-R等で2部納品する。
なお、電子納品した工事関係書類については、紙で提出する必要はない。
 - 2) 別紙に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 工事着手時には、石川県電子納品ガイドラインで定める「事前協議チェックシート」を用いて事前協議を行うものとする。

入手先：石川県ホームページ 電子納品
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/e_delivery.html
- 4 発注者が行う電子納品アンケート等の調査に協力する。
- 5 工事完成図書の納品に際し、以下の事項を事前に確認する。
 - 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認する。

入手先：電子納品チェックシステム（土木）
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
※電子納品チェックシステムの最新バージョンを使用すること
 - 2) 最新のウイルス対策ソフトで、成果品にウイルスが混入していないことを確認する。
- 6 原本性を確保するため、電子媒体はCD-RまたはDVD-R等を使用することとする。

(情報共有システムについて)

- 1 情報共有システムの使用にあたっては、本県で使用する情報共有システムの機能や条件を定めた「石川県情報共有システム機能仕様書」を熟読し、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議のうえ利用すること。
- 2 現場にインターネット環境が整っていないなど、当システムの使用が困難な場合、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議し、その理由が適正であるときは、システムを使用しないことを認めることができる。

3 実施内容は以下のとおりとする。

- ① 受発注者間の書類の受け渡し
- ② 決裁
- ③ 承認、指示、承諾
- ④ 確認、検査 等

以上の行為を行う、または、受ける際、通常的手段（紙の書類の受け渡しや印鑑による決裁等）に代えてシステムを使用する。

4 監督員が指示するシステムの使用状況や結果に関する調査等に協力する。

5 本工事に使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- 1) 最新のウイルス対策ソフトを導入する。
- 2) OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- 3) ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

完成検査時提出書類一覧（電子納品対応版）

別紙

令和7年7月版

名称	代理人 チェック	監督員 チェック	情報共有システム使用の有無				検査時 提示のみ	フォルダー	備考	摘要
			有		無					
			電子納品	従来納品 (紙)	電子納品	従来納品 (紙)				
契約書			/	○	/	○	/		契約時	
発注図			/	/	/	/	/	DRAWINGS	発注者が作成し、 受注者に渡す	
特記仕様書			/	/	/	/	/	DRAWING /SPEC	発注者が作成し、 受注者に渡す	
現場代理人及び主任技術者等選任届			/	○	/	○	/		約款第10条	
工事工程表・変更工程表			/	○	/	○	/		締結の7日以内	
施工計画書			○	/	○	/	/	PLAN/ORG	共通仕様書第1編1-1-1-45 請負額1千万円以上	
施工体制台帳・施工体系図			○	/	○	/	/	MEET/ORG	下請契約書等は従来通り紙での 提出も可とする	
再生資源（利用、利用促進）計画書・実績表			○	/	○	/	/	MEET/ORG	共通仕様書第1編1-1-1-20	
工事打合せ簿			○	/	○	/	/	MEET/ORG	約款第9条 共通仕様書第1編1-1-1-2	
材料検査願			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
材料検査願(自主施工)			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
見本資料指定材料確認願			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
立会確認願			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
段階確認願			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
段階確認書(自主施工)			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
中間検査願			/	○	/	○	/		紙での提出。添付資料を、シス テムで提出した場合は、電子納 品とする	
確認願			○	/	○	/	/	MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	
調査結果通知書、設計図書訂正・変更通知書			/	○	/	○	/	MEET/ORG	発注者が作成し、 受注者に渡す	
既済部分検査願			/	○	/	○	/		約款第37条 部分払いのある場合	
仮設交通安全標示施設等自主点検書			/	/	/	/	○		共通仕様書第1編1-1-1-30	
安全管理自主点検書			/	/	/	/	○		共通仕様書第1編1-1-1-30	
安全・訓練等実施状況報告			/	/	/	/	○		共通仕様書第1編1-1-1-30	
マニフェスト（総括表）			○	/	○	/	○ (E票、B2票)	MEET/ORG	総括表のみ提出 E票又はB2票は提示のみ	
品質管理表			○	/	○	/	/	MEET/ORG	カタログ、ミルシート等は従来 通り提出	
品質証明員通知書			○	/	○	/	/	MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	
品質証明書			○	/	○	/	/	MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	
コンクリート耐久性向上対策（自社ソフトで作成）			○	/	○	/	/	MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	
〃 （エクセルで作成）			○	/	○	/	/	MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
出来形管理表・出来形図（自社ソフト作成）			○	/	○	/	/	MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	
〃 （エクセルで作成）			○	/	○	/	/	MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
コンクリート構造物の品質管理			○	/	○	/	/	MEET/ORG	特記仕様書による	
工期延期願			/	○	/	○	/		共通仕様書第1編1-1-1-17	
工事中写真			○	/	○	/	/	PHOTO/PIC	解像度は100dpi程度 枚数は写真管理基準	
完成写真			○	○	○	○	/	PHOTO/PIC	〃	
参考図			○	/	○	/	/	PHOTO/DRA	形式はJPEGまたはTIFF (G4)	
植樹保険証書			/	○	/	○	/		植栽直工50万以上の場合 共通仕様書第1編1-1-1-44	
建退共掛金収納書 (中小企業退職金共済制度、林業退職共済制度は写)			/	○	/	○	/		締結後1ヶ月以内 100万円未満省略可	
建退共掛金充当実績総括表			/	/	/	/	○		共通仕様書第1編1-1-1-44	
完成図			○	/	○	/	/	DRAWINGF	共通仕様書第1編1-1-1-22 発注図をCADで渡した場合	
完成通知書			/	○	/	○	/		約款第31条	
請求書			/	○	/	○	/		約款第31条	
引渡書			/	○	/	○	/		約款第31条	
電子納品成果品CD-R等			/	○	/	○	/		CD等を確認	
照査項目チェックリスト			○	/	○	/	/		特記仕様書による	
創意工夫実施状況			○	/	○	/	/		特記仕様書による	
技術提案履行確認シート			○	/	○	/	/		特記仕様書による	
交通誘導員伝票（総括表）			○	/	○	/	○ (伝票)	MEET/ORG	総括表のみ提出 伝票は提示のみ	

18 いしかわ週休2日工事

・週休2日工事(現場閉所)の対象

本工事は、建設現場において週休2日に取り組む「いしかわ週休2日工事」の対象工事である。

週休2日工事(現場閉所)は、原則、工事着手日から工事完了日において、週単位の週休2日の現場閉所を確保することとする。なお、港湾工事においては、月単位の週休2日の現場閉所(4週8休相当)を確保することとする。

実施にあたっては、いしかわ週休2日工事实施要領及び細則の規定に基づき実施すること。

■週休2日工事(現場閉所)

- (1) 当初設計において週単位の週休2日に係る補正係数を乗じている。
港湾工事では、月単位の週休2日(4週8休相当)に係る補正係数を乗じている。
- (2) 災害復旧工事(港湾・営繕・機械設備工事を除く)の受注者は、週休2日工事(交替制)への変更を希望する場合は、現場着手前に、週休2日工事(交替制)変更協議書(様式2)にて監督員と協議すること。
なお、週休2日工事(交替制)の費用計上にあたっては、達成状況を確認の上、達成状況に応じた補正係数に変更するものとする。
- (3) 受注者は、現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板(参考図参照)を設置すること。
- (4) 受注者は、現場着手前に対応する週休2日の休日取得[計画]表を作成し、監督員に提出・共有すること。
- (5) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、対応する休日取得[計画]表を修正し、監督員に提出・共有すること。
- (6) 受注者は、工期最終日までに、対応する休日取得[実績]表を記入し、監督員に提出のうえ確認を受けること。
監督員が休日取得[実績]表により現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日(4週8休相当)の補正に減額するものとし、月単位の週休2日(4週8休相当)に満たない場合は、補正分を減額変更する。

■工事看板参考図



20 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、工事着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各建設会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の作業依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の作業依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・工事着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や工事の進捗状況等を常に把握すること。
- ・工事実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督職員と書面で協議すること。

特記仕様書

本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年2月に復興歩掛の導入が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- (1) 本工事の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、工事請負契約書第54条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

P新：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額

k：落札率

- (2) 当該変更を行う場合、落札率は、当初契約時の請負代金額によるものとする。

- (3) 上記(1)および(2)の措置については、復興歩掛の対象工事にのみ行うものとする。